

## 土岐市公式ホームページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、土岐市広告掲載取扱要領（平成30年土岐市訓令甲第6号。以下「広告掲載要領」という。）に定めるもののほか、土岐市公式ホームページ（以下「本市ウェブサイト」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 本市ウェブサイトに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 本市ウェブサイトに広告を掲載できる者、広告の内容及びリンク先ウェブサイトの内容の範囲は、広告掲載要領第5条の規定に準ずるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の1枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 縦 60ピクセル
- (2) 横 150ピクセル
- (3) データ容量 200キロバイト以内
- (4) データ形式 JPEG、PNG又はGIF形式（アニメーション可）

(広告の表現等)

第5条 広告は次の各号に掲げる事項を遵守したものでなければならない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがある次の表現を含まないこと。
  - ア 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
  - イ アラートマーク（「注意」、「警告」等の警告をあらわすもの）
  - ウ ラジオボタン（選択できるようなもの）
  - エ テキストボックス（入力できるように見えるもの）
  - オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (2) 閲覧者が、本市のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現及び市の事業であると錯誤するおそれのある表現を含まないこと。
- (3) 文字、イラスト等が鮮明に見えるよう解像度について適正な処理を行うこと。
- (4) GIFアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないよう次のとおり作成すること。

- ア コントラスト（明度差）の強い画面の反転表示は継続させない。
  - イ 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
  - ウ その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40／100秒以上とする。
- (5) 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮すること。

(広告の掲載料金)

第6条 広告の1枠当たりの掲載料金は、次の表に掲げる基本料金に追加料金を加算した額を月額とする。

種類	額	算出方法等
基本料金	1,000円	データ容量(小数点以下の端数がある場合は、これを切り上げる。以下この表において同じ。)1キロバイトまでの料金を含む。
追加料金	200円(データ容量1キロバイト当たりの額)	データ容量が1キロバイトを超えるときは、その超えるデータ容量を乗じて算出する。

(広告の掲載場所等)

第7条 広告の掲載場所は、本市ウェブサイトのトップページとし、当該トップページ内での掲載位置及び掲載件数は、市長が指定するものとする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、1月単位とし、原則として12月以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、広告の掲載枠に空きがあるときは、再掲載を妨げない。
- 3 掲載期間は、維持管理等のため本市ウェブサイトの公開を停止する期間を含むものとする。

(広告の開始日等)

第9条 広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。ただし、本市ウェブサイトに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）の希望により、掲載開始日又は掲載終了日を月の途中とすることもできる。この場合において、掲載開始日又は掲載終了日の属する月は、1月掲載したものとみなして第6条の規定による掲載料金を納入するものとする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第10条 申込者は、土岐市公式ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に広告データを添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、広告の掲載の可否を決定し、土岐市公式ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は土岐市公式ホームページ広告非掲載決定通知書（別記様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

（広告掲載料金の返還）

第11条 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その金額の全部又は一部を返還することができる。

（1） 広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により広告を掲載できなかつたとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前条の規定により掲載料金を返還する場合、1月に満たない分は日割り計算した額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、切り上げるものとする。

（広告掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、掲載期間中であっても広告の掲載を取り消すことができる。

（1） 広告主のウェブサイトの内容が広告の掲載申込時から変更され、広告掲載要領の規定に違反すると判断したとき。

（2） 第三者に被害を与え、又は与えると想定できるとき。

（3） その他広告の掲載を継続することが適当でないと市長が判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、土岐市公式ホームページ掲載広告削除通知書（別記様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載取下げ申出書（別記様式第5号）により市長に申し出なければならない。

（バナー広告のリンク先の変更）

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに広告媒体主管課にバナー広告リンク先変更届（別記様式第6号）を提出するものとする。

（広告主ウェブサイト閲覧者に対する被害賠償等）

第15条 広告主のウェブサイトを開覧することにより、閲覧した者がウイルス感染等の被害を受けたとき及び広告主と閲覧者の間に問題が生じたときは、広告主の責任において被害賠償等速やかに対処するものとする。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。